

八王子市無料低額宿泊所指導検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき実施する無料低額宿泊所（以下「施設」という。）に対する指導検査について、必要な事項を定める。

(指導検査の目的)

第2条 指導検査は、社会福祉法、八王子市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（令和2年八王子市条例第13号）、その他関係法令等（以下「社会福祉法等」という。）の適合状況について明らかにし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、施設の適正な運営及びサービスの質の確保並びに入居者支援の向上を図り、もって市における社会福祉のより一層の増進に寄与することを目的とする。

(指導検査の基本方針)

第3条 社会福祉法等を基本に、指導検査に関する国の通知等を勘案し、厳正に重点的かつ効果的に実施する。

- 2 指導検査により、指摘事項の発生要因及び是正策等を示し、自律的な運営を促すための具体的な助言及び指導を行う。

(指導検査類型)

第4条 指導検査は、一般検査及び特別検査に分けて実施する。

- 2 一般検査は、指導検査事項全体について、原則3年に一度、施設の所在地において行う実地検査によるものとする。ただし、実地検査を実施しない年に該当する施設については書面検査を実施する。
- 3 前項の実地検査において、必要に応じて、あらかじめ指導検査事項を限定して定め、短時間で実施することができるものとする。
- 4 一般検査において改善すべき事項が認められ、指導検査後に施設から改善報告書等が提出された場合においては、書面によるほか、必要に応じて現地で確認する検査を行うものとする。
- 5 特別検査は、次のいずれかに該当する場合に、改善が図られるまで重点的かつ継続的に行うものとする。
 - (1) 事業運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
 - (2) 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき。
 - (3) 指導検査における問題点の改善が認められないとき。
 - (4) 正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき。

(指導検査実施方針)

第5条 指導検査を重点的かつ効果的に行うため、社会福祉行政の動向、前年度の検査の結果等を踏まえ、指導検査の重点項目を掲げる無料低額宿泊所指導検査実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度当初に別に定める。

(指導検査計画等)

第6条 実施方針に基づき、実施時期及び対象を定める検査計画を、毎年度当初に別に策定する。

- 2 施設の運営等に問題が発生した場合又は通報等により、そのおそれがあると認められる場合は、検査計画にかかわらず適宜指導検査を実施する。

(調査書等の提出)

第7条 施設には、第5条で定める実施方針等を踏まえ指導検査に必要な指導検査項目を掲げた「無料低額宿泊所調査書」（以下「調査書」という。）を作成・送付し、毎年度指定期限までに調査書及び関係資料の提出を求める。

(検査の指導基準)

第8条 指導検査項目、関係法令及び評価事項等を集約した検査の指導基準（以下「指導基準」という。）を別に定める。

(実地での一般検査の実施)

第9条 実地での一般検査に際し、あらかじめ次に掲げる事項を設置者に対して文書により通知する。

- (1) 指導検査の根拠規定
- (2) 指導検査の日時及び場所
- (3) 指導検査担当者
- (4) 準備すべき書類等

- 2 施設の運営等に問題が発生した場合又は通報等でそのおそれがあると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、指導検査の開始時に文書を提示するなどの方法により行う。

3 検査体制は、原則として職員2人以上で編成する。

4 検査員は、指導基準に基づき、調査書等を基に、分担して検査を実施し、相互に緊密な連携を保つものとする。

5 実地検査終了後、検査員相互で調整を行った上で、施設長等に対して、実地検査指導事項票を用いて、検査結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合など状況によっては、現地での講評を行わず、後日、

関係者を招致するなどして行うことができる。

- 6 実地検査は、その効果を高めるために、必要に応じて、関連部課職員、関係行政機関職員、施設に関係する者等に対し、検査への立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行うことができる。

(実地での一般検査後の取扱い)

- 第10条 検査員は、検査終了後、その結果について、速やかに、指導基準に定める「評価区分」に照らして綿密に検討し、文書指摘事項が認められるときは、問題点及び改善方法等を具体的に当該施設の設置者に文書で通知する。
- 2 文書指摘事項については、当該施設の設置者に対し、原則として、前項の通知後30日以内に改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認する。
- 3 関係行政機関に対しては、必要に応じ、指導検査の結果を通知し、又はこれと協議を行うなど、連携を密にする。
- 4 度重なる一般検査によっても、改善の措置が認められないときには、特別検査の実施対象とする。

(特別検査の実施)

- 第11条 検査通知は、一般検査に準じて、事前に文書により行う。ただし、指導検査の目的と効果を勘案し、指導検査の開始時に文書を提示するなどの方法により行うことができる。
- 2 検査体制は、原則として、職員3人以上で編成し、主査級以上の職にある者を含むものとする。
- 3 検査は、検査の目的及び効果をその都度勘案し、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点的又は改善が図られるまで継続的に実施する。
- 4 検査終了後、検査員相互で調整を行った上で、開設者、施設長その他関係職員等に対して検査結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。ただし、状況によって、現地での講評を行わず関係者を招致するなどして行うこともできる。
- 5 検査には、その効果を高めるために、必要に応じて、関係部課職員、関係行政機関職員、施設に関係する者等に対し、検査への立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行うことができる。

(特別検査後の措置)

- 第12条 検査員は、検査終了後、その結果について、速やかに、指導基準に定める「評価区分」に照らして綿密に検討し、文書指摘事項が認められるときは、問題点及び改善方法等を具体的に当該施設の設置者に文書で通知する。
- 2 文書指摘事項については、当該施設の設置者に対し、原則として、前項の通知後30日

以内に改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を精査するとともに、必要に応じ指導を継続する。

3 特別検査の結果、次の各号に掲げる場合には、その旨を行政処分の所管部署へ通知する。

- (1) 正当な理由なく指導に従わず、改善が図られない場合
- (2) 社会福祉法第68条の2により届け出た事項について、重要な変更があった場合において、変更の事実を隠蔽するなど意図して届出を行わなかった場合
- (3) 社会福祉法第70条の調査等について、報告の求めに応じない若しくは虚偽の報告を行った場合又は当該調査等を拒否、妨害、忌避等をした場合
- (4) 不当な営利を図り、又は入居者の処遇について不当な行為を行った場合
- (5) 利用契約時において、書面を交付しなかった場合
- (6) 事業の内容等について、誇大広告等がされている場合

(指導検査結果の活用)

第13条 一般検査及び特別検査の結果並びに改善状況については、今後の事業者指導等に支障があると認めた場合を除き、八王子市のホームページへ掲載し、市民へ広く情報提供する。

(東京都との連携)

第14条 東京都が所轄庁である法人が運営する施設に対する指導検査の実施に当たっては、東京都と必要な調整を行う。

2 施設の指導検査に係る情報(指導検査結果等)については、八王子市と東京都が相互に必要な情報の交換を行う。

(国への報告)

第15条 必要に応じ、指導検査結果を国へ報告する。

(指導検査情報の公開)

第16条 指導検査に関する情報は、個人情報など法令等により非開示とされる場合を除き、公開に努める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。
- 2 八王子市施設等指導検査実施要綱は、廃止する。